

オープンソースの「今」を伝える

# Open Source Conference 2024 Online/Spring

2024年3月1日(金)-2日(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

## 『OSSライセンスを正しく理解するための本』 紹介ダイジェスト

2024年3月1日

NEC OSS推進センター・姉崎章博



**OSS License  
Checked!**

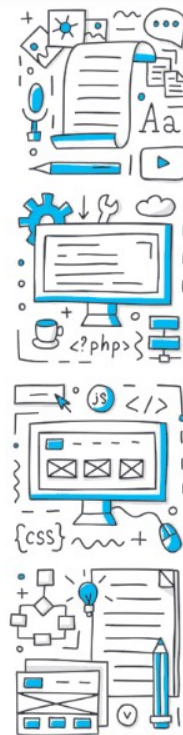
# OSSライセンスを正しく理解するための本

## OSS ライセンス

Understand the Open Source  
Software License Correctly

## を正しく理解 するための本

姉崎章博 




本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。プログラマーは、文字をつつてプログラムという著作物を創作するという点においては、文芸作品を創作する作家と同じように著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセンスについて理解する、そのような段階を踏んで理解することが苦手な人もいでしょう。そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進めましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもしれませんが、特定の場合にしか当てはまらない、または、どの場合にも当てはまらない表現であることが少なくありません。そのような表現で「わかったつもり」になってしまつては、間違つた前提で理解を進めてしまいがちです。

(序文より抜粋)

## 著作権が理解できれば、 OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説!  C&R研究所

### C&R研究所について

C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユニークな社風や教育方針は新聞やテレビなどで紹介されたりします。詳細については、次のWebサイトでご覧いただくことができます。

[www.c-r.com](http://www.c-r.com)

また、新潟本社には2代目会社犬「ラッキー」がいます。名刺を持つ正式な社員として広報部に勤務しつつ、セラビードッグとして社内のメンタルヘルスにも貢献しています。



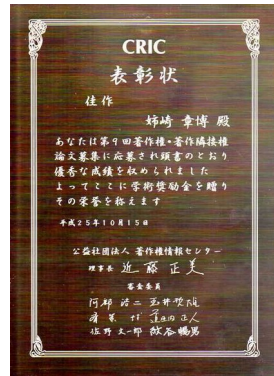
<https://www.c-r.com/book/detail/1425> ↓ 訂正情報があります  
[https://www.c-r.com/reader/reader\\_errata\\_win.html?id=g\\_363-8.htm](https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm)

# 筆者紹介

- ◆ NEC OSS推進センター所属・姉崎章博
- ◆ 汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる
- ◆ IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
  - 「IA-64 Linux on 16-WayサーバAzusA」 Linux Conference 2000 Fall
- ◆ OSSライセンスの解説に取り組む2006～
  - NECグループ内へ累計 100回以上、3千名以上へ集合教育(Web教育を除く)

- ◆ 2008年 OSSライセンスのコンサルをビジネスに **:100社程に有償対応**

- ◆ OSIの記事、IPA/SOFTICの報告書、コミュニティの講演や大学教授の論文さえ、著作権に基づく、GPLなどのライセンスをそのように扱っていないことに疑問
- ◆ 著作権情報センター(CRIC)第9回著作権・著作隣接権 論文佳作入選  
「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」(2013年)



<https://osslicense-ane.com/paper/cric-paper/>

- ◆ 『オープンソースの教科書』  
第7章 オープンソースとライセンス の原文執筆(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1416>

- ◆ 『OSSライセンスを正しく理解するための本』(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1425>



# 筆者のオープンソースとの出会い

◆筆者にとって「オープンソース」とは最初は「Linux」だった。

■日経コンピュータ1998.9.14号の **小さな脚注**

TeXとかFreeBSDとかは触っていたけどね。

118

NIKKEI COMPUTER 1998.9.14

特集

**Windowsマシンと見られているExpressでLinuxが動くの! ?**

脱

注16) 大塚商会は8月24日から、NECのExpress5800と日本IBMのNetfinityにLinuxを搭載してインターネット・サーバーとして販売している。製品は同社のCTOセンターで組み立てる。富士通ビジネスシステムのLinux関

# その後、巷では、不毛なやりとりから誤解が拡大！？

ある企業



ソースコードは？ GPL違反じゃない？

SFC  
lawyers

われわれがGPLに従わないといけないと思っているのか？  
オーケー、では訴えてみたらいい。  
そうでなければ従うものか

われわれには2つの選択肢がある。  
GPLを捨て去るか、  
裁判所命令を勝ち取って強制するかのいずれかだ

GPL Enforcement: GPLが契約として有効であり、  
「ソース開示しろ」との裁判所命令を勝ち取ることが  
命題かのような風潮になってしまった。

契約だとしても命令できるものかどうか…



一方、ある著作権者はこう捉えていた

「GPLを捨て去る」  
必要など無いでしょ

裁判してプロジェクトを破壊したのはlawyers

Lawyersは、オープン性にとっての害毒、  
そしてコミュニティーにとっての害毒、  
プロジェクトにとっての害毒

Linuxカーネル



<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003580.html>

私も、思い込みがあって、  
わかったつもりになっているかもしれない。

そこで、

できるだけ、一つずつ根拠を示して論文にし、  
さらに全体を解説した書籍を作ってみよう

ということで執筆したのが、

## 『OSSライセンスを正しく理解するための本』

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

- ◆CHAPTER 01 OSSの基礎
- ◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要
- ◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説
- ◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること
- ◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案
- ◆CHAPTER 06 コンサル事例
- ◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係



OSS: Open Source Software



# CHAPTER 01 OSSの基礎



## 01 OSSの普及と問題点

- OSSの普及
- 問題点
- 著作権法違反にならないための対処方法
- 管理職の対処方法

## 02 OSSの概要

- OSSとは
- OSSとフリーソフトの違い
- 著作権があるということは
- ソースコードと実行形式との関係
- オープンソースの定義

## 03 OSSの初歩的な活用方法

## 04 著作権の概略

- 著作権と特許権の比較
- 著作物とは
- 著作者の権利の種類

## 05 OSSを使う利点と欠点

- OSSを使う利点
- OSSの欠点

# OSSは、

フリーソフトと違い、ソース公開されていますが  
PDSと違い、著作権を放棄していないけど、  
再頒布がライセンス(許諾)されています。

	著作権	ソース コード	例
フリーウェア/(狭義の)フリーソフト	有	非公開	Acrobat Reader
<b>OSS</b> (オープンソースソフトウェア)/ 自由ソフトウェア(フリーソフトウェア)	有 頒布条件	修正可能 公開	Linux カーネル
PDS(パブリックドメインソフトウェア)	放棄	公開	qmail

(広義の)フリーソフト

# OSSは、

昔ながらのフリーソフトウェアの使い方  
(著作権を行使しない使い方)なら

ライセンス(許諾)を気にする必要がありません。

◆著作権を行使しない使い方だけにとどめること

そうすれば、著作者の許諾が必要ない、から

許諾条件である**OSSライセンスの内容を気にする必要がない**

例えば、こんな↓昔ながらのフリーソフトウェアの使い方

- OSSのコンパイラ・リンカを使って、自分の著作物のソースコードをコンパイル・リンクし、実行形式のプログラムを作成する。
- OSSのデバッガで、自分のプログラムをデバッグする
- OSSの性能測定ツールで、自分のプログラムの性能テストを実施する
- OSSでファイル共有フォルダを作成し、商用プログラムの開発プロジェクトの開発資料を格納しプロジェクトメンバで共有する
- OSSのWebサーバーで、社外Webサイトを構築し商品情報を発信する
- OSSでプライベート・クラウドを構築し社内サービスを提供する

ですから、

製品に組み込む、**Web**で公開するなど

著作権行使する使い方をするならば、

**OSS**ライセンス条件を満たす必要があります。

自分の使い方が著作権を行使しているのか否か

判断するたために、著作権について学びましょう

# 著作権と特許権の比較を紹介し、

# 著作物の例示、著作権の種類を紹介しています。

# また、無料教材を紹介。

## 著作権の無料教材

- 文化庁：著作権に関する教材，資料等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

- 著作権情報センター（CRIC）：著作権教育のご案内

<https://www.cric.or.jp/education/index.html>



# CHAPTER 02 OSSライセンスの概要



06 OSSライセンス条文の例

07 ライセンスとは

08 OSSライセンスと著作権者の関係

09 OSSライセンスを4つに分類した例

10 結合著作物とは

11 OSSライセンスのタイプ

- 「BSDタイプ」のライセンス
- 「MPLタイプ」のライセンス
- 「LGPLタイプ」のライセンス
- 「GPLタイプ」のライセンス

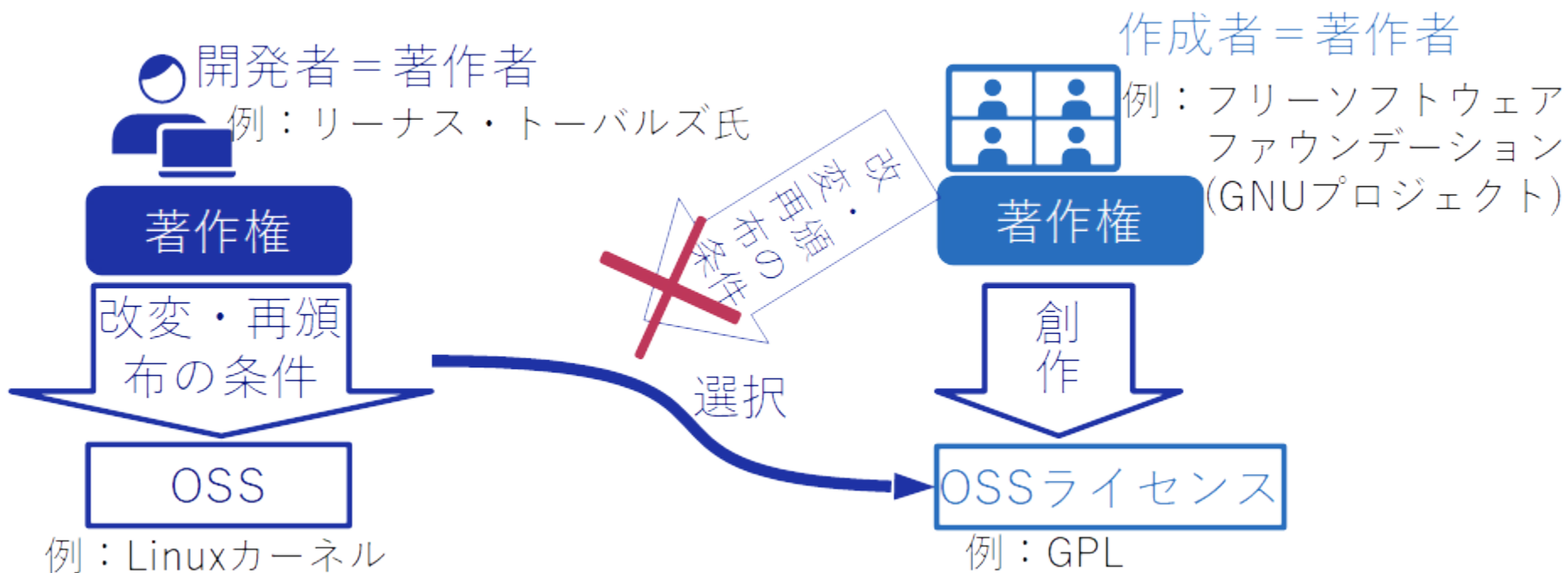
12 訴訟やその他のトラブル例



# OSSのライセンスは、

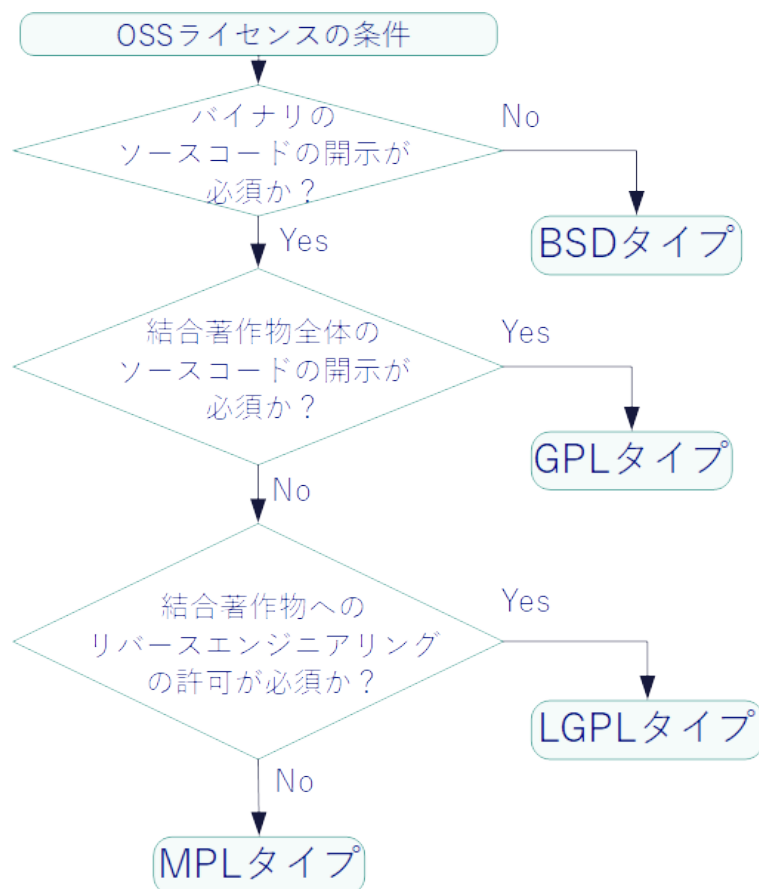
OSSの開発者が著作権者として選択したもの。

OSSライセンスの下、OSSがあるのではない。



# OSSライセンスの4分類は、説明上のもの。

結合著作物：一緒なら相手の許諾も必要だが、  
別ならば相手の許諾は必要ない、という扱い。



## 結合著作物とは(2/2)

二人の共同著作物として扱うと… 二人の許諾が必要になり、不便。  
だから、相手の許諾が不要になる**結合著作物**という扱いがされる模様  
～分離可能著作物(造語)とでも言えそうな内容



# OSSライセンスの4タイプを順に紹介しました

ソース開示条件がゆるい順

無い

自身のみ

APはObjも可

APもソースのみ

BSDタイプ

MPLタイプ

LGPLタイプ

GPLタイプ

1

4

3

2

出現順は

# CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説



## 13 ソフトウェアライセンスの一種という都市伝説

- ソフトウェアライセンスのイメージ
- ソフトウェアライセンスとの違い

## 14 GPLが契約という都市伝説

- 契約とは
- 著作権と所有権の類似性
- 窃盗罪より重い刑事罰
- GPLを契約と捉え著作権侵害を犯している例

## 15 「GPLは契約ではないと一切述べていない」という事実誤認

## 16 GPL Enforcementを命題とする誤解

- 弁護士が「GPLは契約である」という理由
- GPL Enforcementの命題の出どころ
- GPL Enforcement証明の弊害
- 裁判ではなく法遵守を求める選択肢
- 結局のところは

## 17 何の制約もない自由という誤解

- 自由とは
- フリーソフトウェアの理念といわれるものについて
- 人類の共有財産
- コピーレフトとは

## 18 IPAの報告書がバイブルという誤解

## 19 GPLは契約という誤解から生まれた誤解

- 「GPLを1行でも流用するとGPLにしなければならない」という誤解
- 「BSDは商用ライセンスにすることができる（GPLはできない）」
- 「GPLの訴訟リスク」という誤解
- 「GPLは厳密なルールが定められている」という誤解
- 「GPLは難しい」という誤解

# OSSライセンスは、EULAのような ソフトウェアライセンスとは違う

ことを書いています。

内容	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
主な許諾 <b>内容</b> が違う	使用の許諾	(著作権法上の)利用の許諾
主な許諾 <b>形式</b> が違う	契約(双方の合意)	ライセンス(一方的な許諾)
主な許諾 <b>対象</b> が違う	プログラム製品(PP)	(プログラムの)著作物

# GPLは契約ではない。契約と誤解するとむしろ著作権侵害を犯してしまう ことを書いています。

10年以下の懲役または50万円以下の罰金(刑法235条)

万引つまり窃盗は他人の**所有権**の侵害であり、  
GPL違反は他人の**著作権**の侵害

法人は、3億円以下の罰金刑(著作権法124条)

10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金  
または併科(著作権法119条)



# GPLを契約法に基づかせない理由を ストールマン氏は2006年に述べている ことを書いています。

- ◆ 「Don't Let “Intellectual Property” Twist Your Ethos」 <http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>
- 著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。（著者注：ベルヌ条約）
- **契約法を使わないもう1つの理由**は、コピーを提供する前に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。うんざりする！

# CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること



## 20 サービスを提供するビジネスの場合

- サービス提供に伴いOSSを含む端末やプログラムを頒布する場合
- AGPLのOSSを改変してサービス提供に使用している場合

## 21 研究・教育機関の場合

- 研究成果として公開する場合
- 教育活動の延長として顕彰する場合

## 22 システムを構築するビジネス（Sler）の場合

- システムごとOSSを複製してしまうケース
- 付随する部分でOSSの複製を見落としてしまったケース
- OSSの「利用」と懸念されるが違う行為

犯罪とならないようにOSSを使うために、4つの局面を挙げて、それぞれで留意すべきことを挙げてみます

## 23 組み込み機器のビジネスの場合

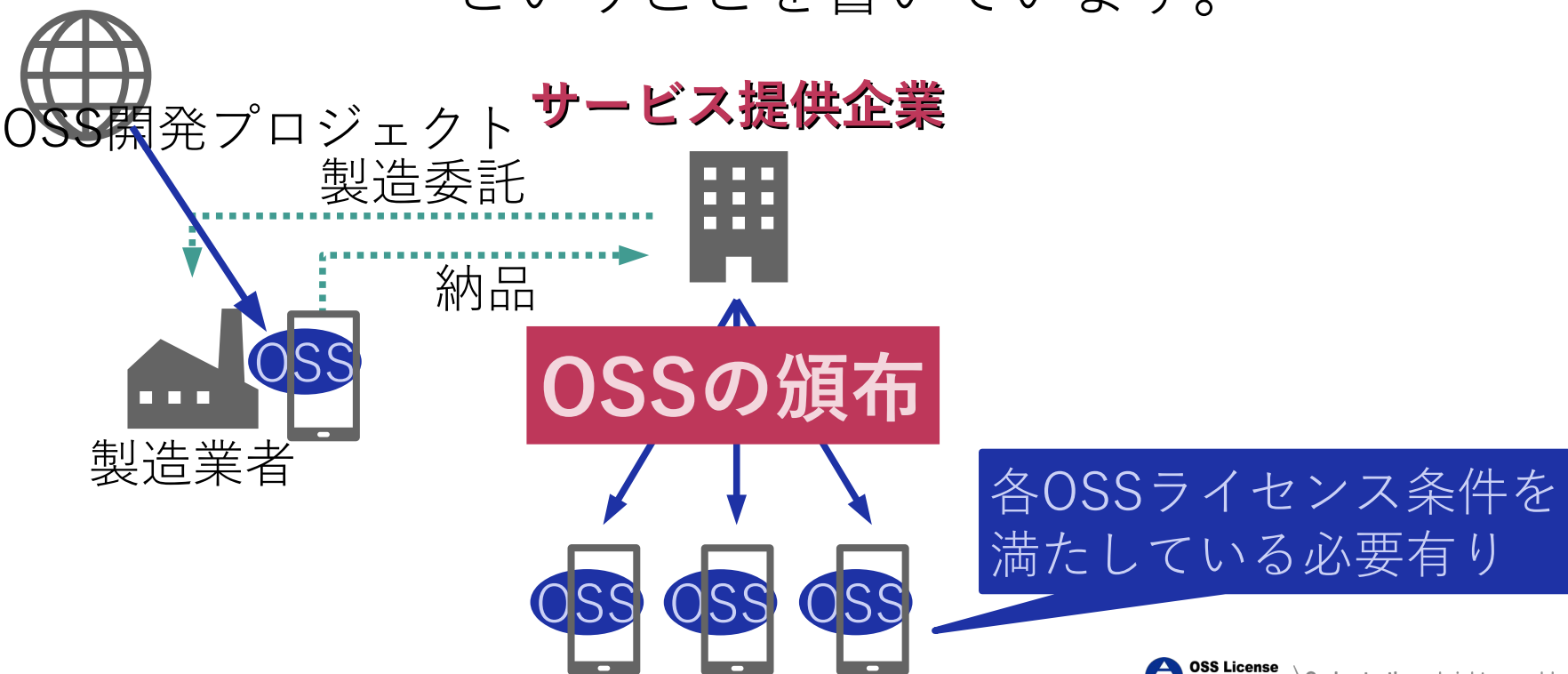
- OSSライセンスの条件を満たすよう開発時に利用方針を決める
- アップデートの提供時も条件を満たしているか確認
- 本章の最後に

# ITサービスだから対象外 とはならない

## 著作権行使していれば対象

### 特にAGPLはITサービスが対象

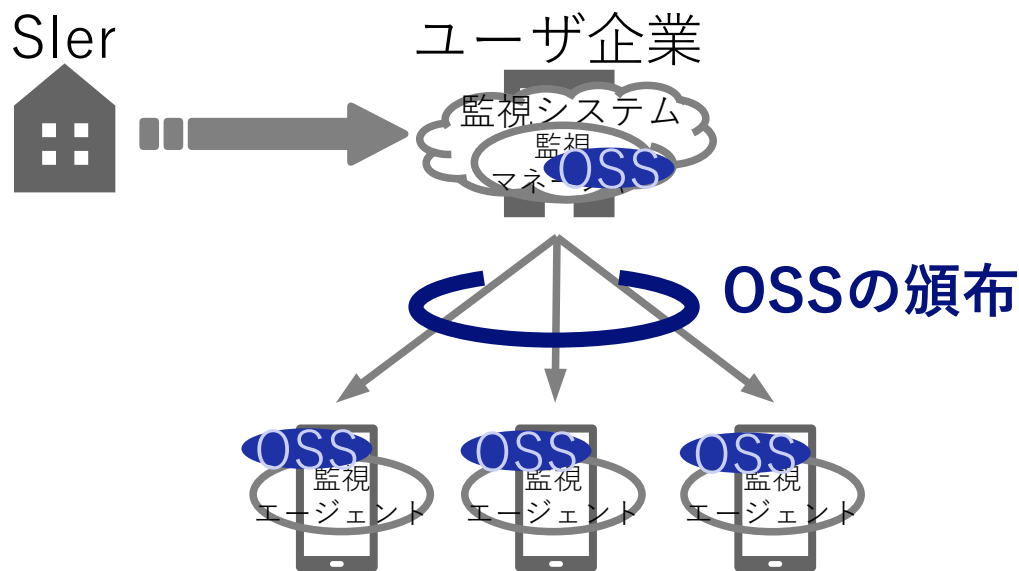
ということを書いています。



**研究が対象外の規定は著作権法には無い  
教育関係者は著作権の制限を享受してい  
たため、意外に意識が低いかもしれない  
ということを書いています。**

特許法では、「第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない」とありますが、著作権法には、相当する条文はありません。

SIは一般的には、著作物の「使用」だが  
 システム(含OSS)の横展開は「利用」  
 端末やアプリ(含OSS)の配布は「利用」  
 ということを書いています。



# OSS組込み機器販売は一般に「利用」 ソース開示の最小化は細かい対応が必要 updateの公開も再頒布「利用」

ということを書いています。

レベル	利用OSSタイプ	主な対処作業概要
①	BSDタイプのみ	ドキュメントに必要な記載をすれば対処できる
②	+MPLタイプ	①+OSS自身のソース開示をすれば対処できる
③	+LGPLタイプ	②+結合著作物となるオブジェクトの提供とリバースエンジニアリングを許可していれば対処できる
④	+GPLタイプ	①+結合著作物全体のソース開示をすれば対処できる





## その1： 利用OSSの一覧表の作成

◆OSSのライセンス条件を気にする前に、まずは現状を把握

自分が扱う対象にどんなOSSが含まれるのか

自分が誰のどの権利を行使しようとしているのか

➤対象に含まれるOSSの一覧表を作成

◆一覧表の内容

■利用OSS

① OSSの名称

② OSSのバージョン

■利用OSSライセンス

③ OSSライセンス名

④ OSSライセンスのバージョン

⑤ OSSライセンスタイプ (第2章参照)

## その2： OSS利用ガイドラインの作成

OSSを上手に活用するために、

社内ガイドラインを作成しよう

とする企業は少なくないですが、

ミスリードしてしまう内容であっては、

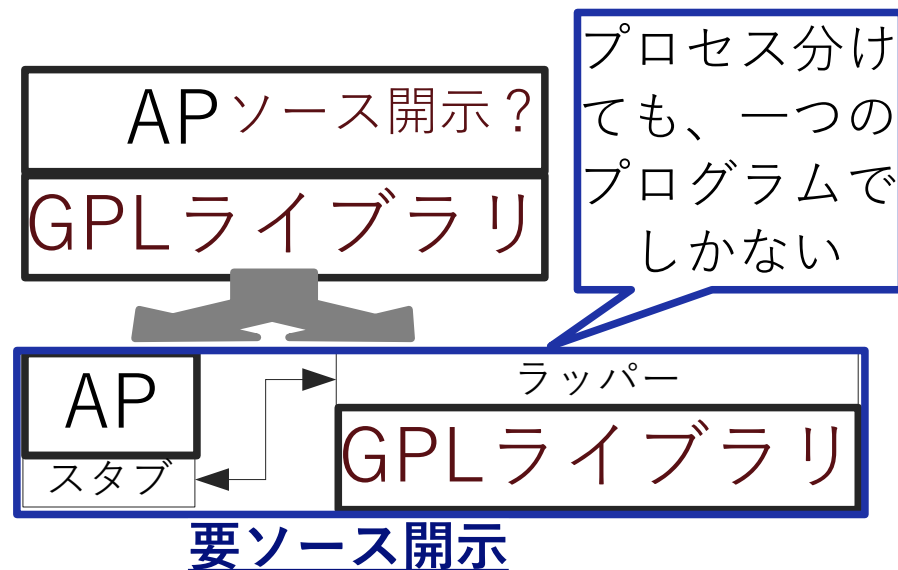
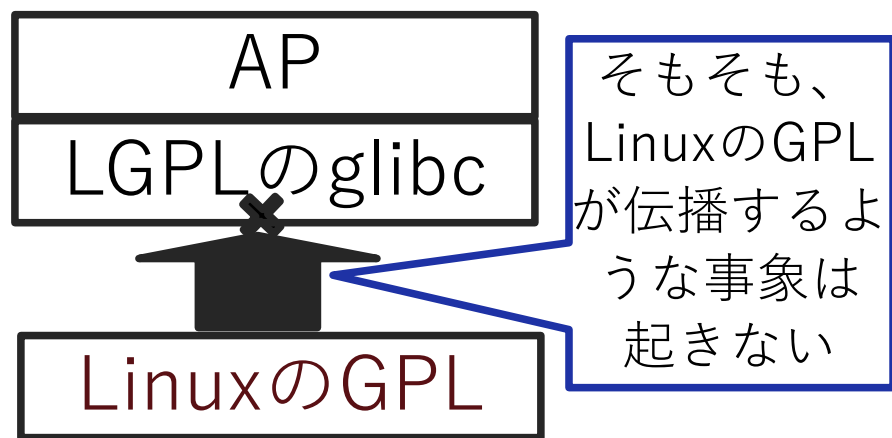
著作権侵害を助長してしまいます

作成する際には、以下のようなことに気をつけましょう

1. 誤解を招く表現は使用しない
2. ポリシーのみで終わらない
3. プログラム構造のみでGPLを回避しようとししない

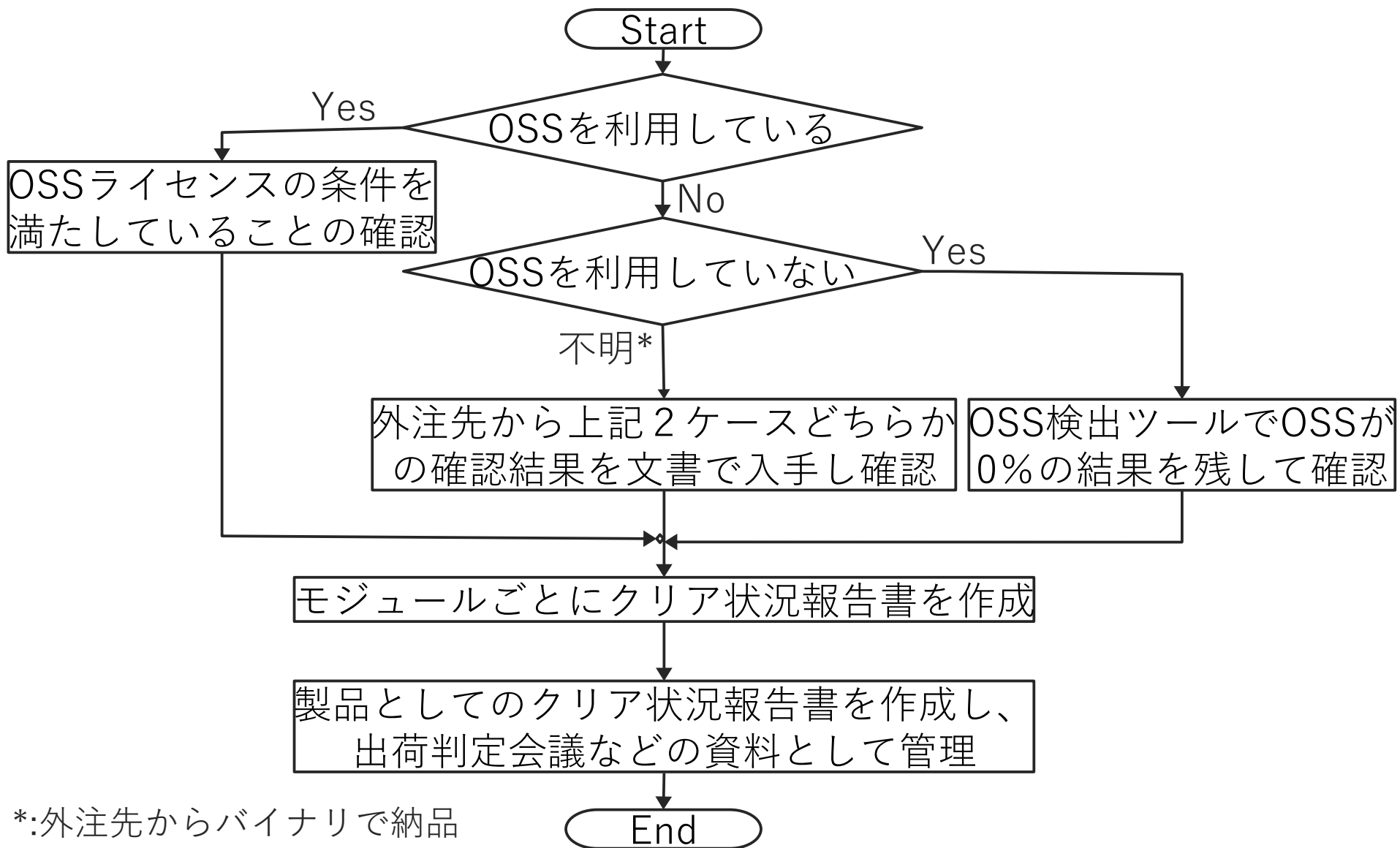
# 25-4 安易なGPL回避手段のガイドラインは、GPL違反を助長します

- ◆ LinuxのGPLをLGPLのglibcで遮断するわけではない
- ◆ プロセスを分ければGPL伝播回避できるわけではない



こんな理解不足の回避手段を勧めるガイドラインでは、GPL違反を助長するだけです

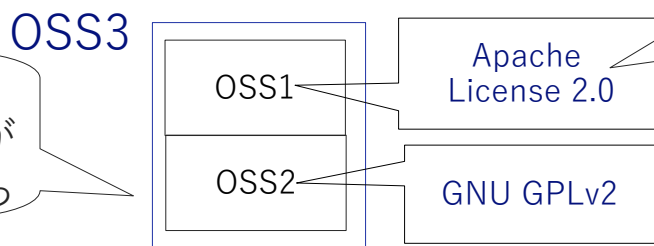
## その3： 品質管理プロセスの改善



\*:外注先からバイナリで納品  
されソースコードがなく、  
OSSの流用を確認できない

# 27-2 Apacheを取り込んだLinuxカーネル(OSS3)の再頒布条件は…

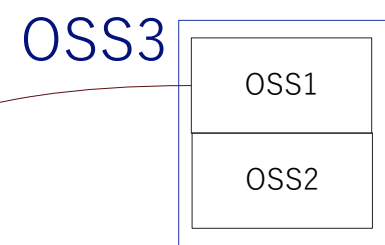
OSS1とOSS2を組み合わせ  
て、こんな素晴らしい機能が  
実現できるよ！と開発したら



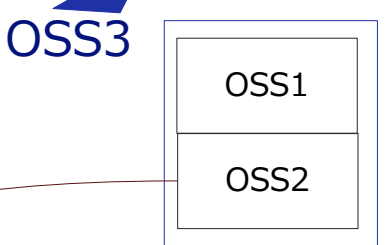
3. …あなたが…特許訴訟を起こした  
場合、…特許ライセンスは…終了す  
るものとします。(特許報復条項)

プログラムOSS3全体を  
[GPLv2]の条件で頒布すると

プログラムOSS3全体を  
[GPLv2+特許報復条項]  
の条件で頒布すると



Apache License 2.0にある  
3.特許報復条項などの条件が  
無い形で頒布することになり、  
**Apache License 2.0を満たせない**



GPLv2の「2.b)その全体をこの許諾書の条件  
に従って」や「6.これ以上他のいかなる制限  
も課してはならない。」に違反し、  
**GPLv2を満たせない**

(全ソース開示しても)**両立しない(矛盾する)**

OSS3に設定可能なライセン  
スが無く再頒布(販売)で  
きず、無駄な開発に！

**機能設計の際に、ライセンスの両立性の確認(ライセンス設計)が必要**



## 28 海外に開発生産を委託した製品の事例

## 29 技術供与のプログラム利用許諾契約の事例

- ソースコードの開示について
- LGPLの条件1「リバースエンジニアリングの許可」について
- LGPLの条件2「開発プログラムのオブジェクトコード」について

## 30 Eclipseプラグインで商用アプリを開発した事例

## 31 Linuxベースのチップを使った製品化の事例

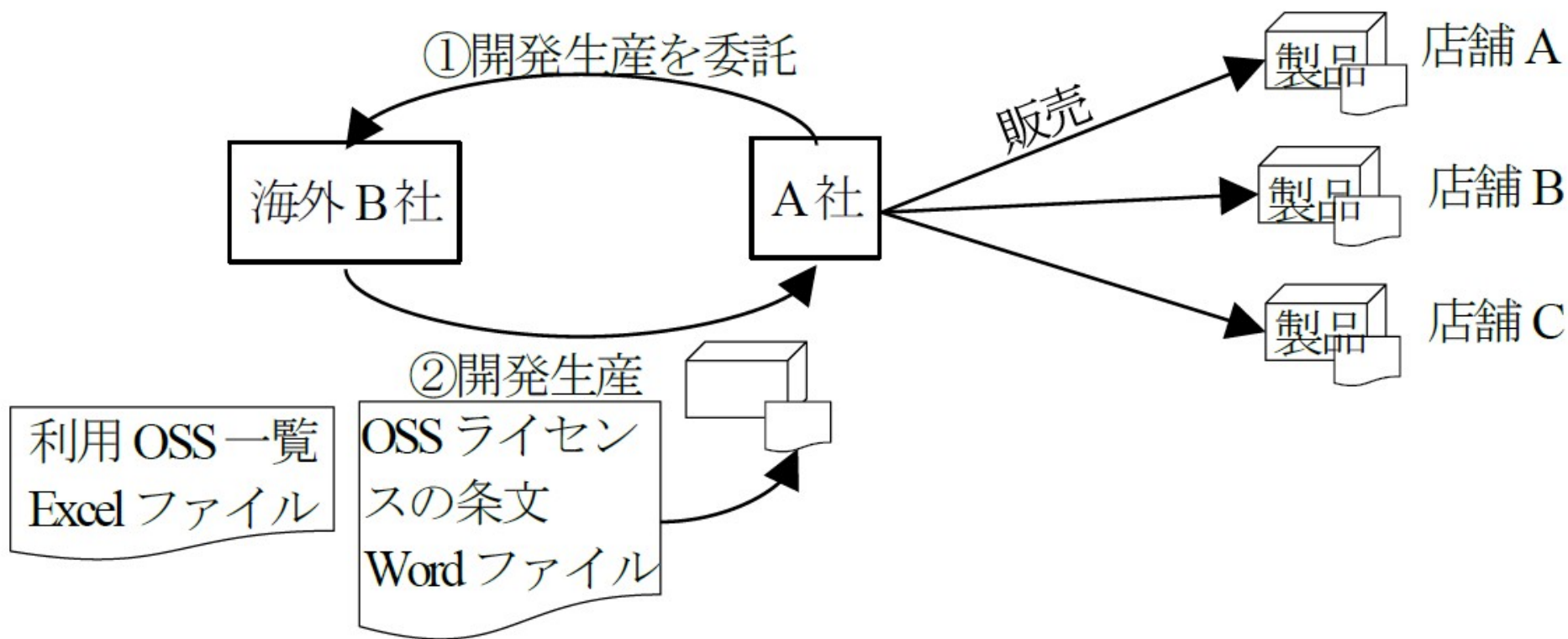
- 4つのライセンスタイプで概況を把握する
- 限られた時間内での対応策3案
- ライセンス文の抽出が必要な理由
- ソースコードやライセンス文の提示方法
- 最も迅速に対応できる選択肢

## 32 OSSライセンス・コンプライアンスの推進の事例

- セミナーのみで関わった事例
- 開発管理プロセス改善まで関わった事例

# 海外に開発生産を委託した製品の事例

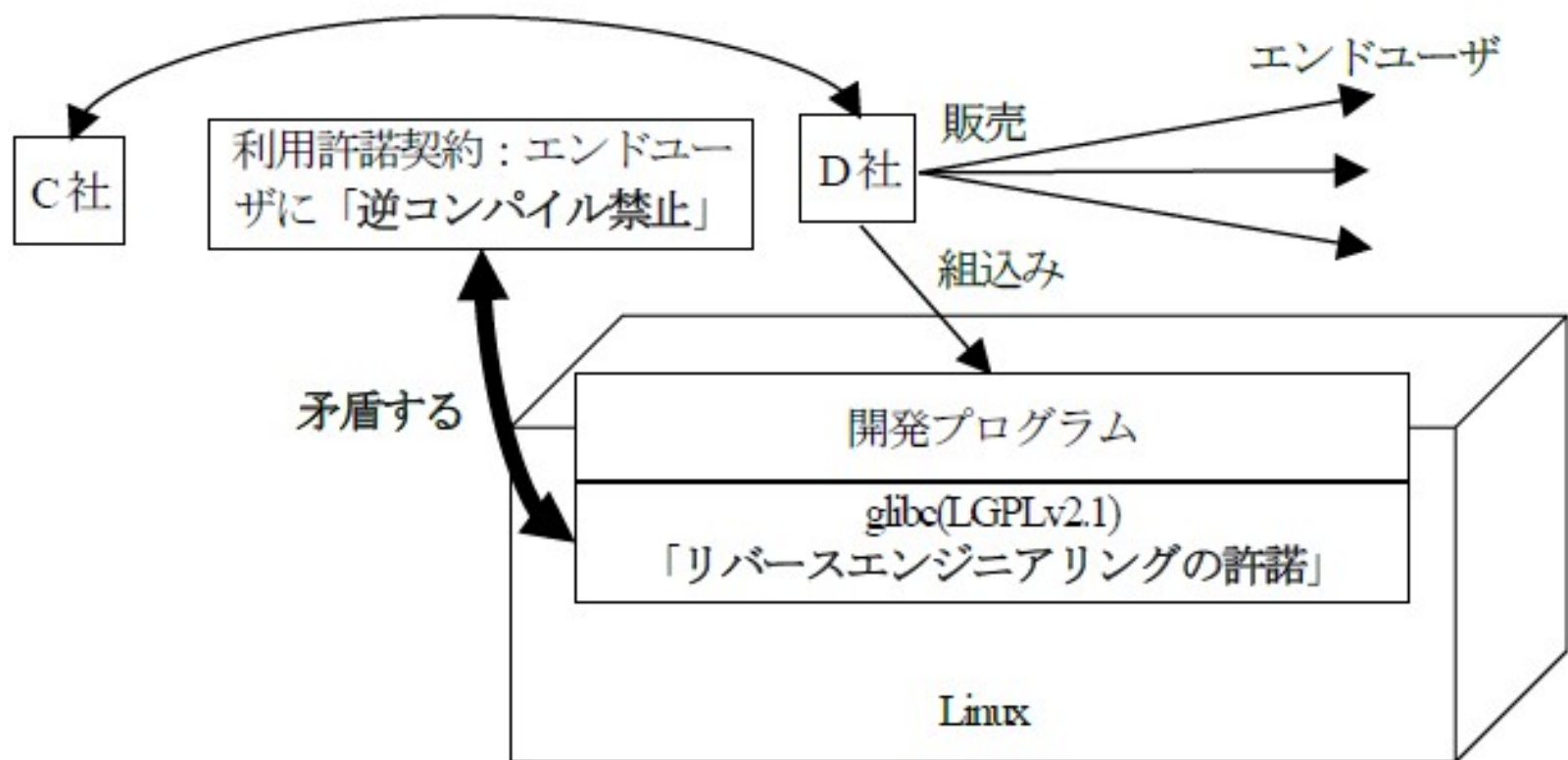
- ◆ B社から納品された製品で利用されているOSSの一覧のExcelとOSSライセンス条文が収められているWordの内容が一致しないということで相談をいただいた事例。





# 技術供与のプログラム利用許諾契約の事例

- ◆C社は、D社製品に組み込まれるプログラムを開発し、エンドユーザに「逆コンパイル禁止」の利用許諾契約で供与。が、D社からLGPLと矛盾するということで見直しを求められた



# CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係



33 NEC創立者・岩垂邦彦

34 ベルヌ条約

35 NEC創立年について

36 「岩垂、電気商会の設立」の理由

33 NEC、日本電気(株)は1899年7月17日に創立されました

## ◆NEC創設者・岩垂邦彦（いわだれくにひこ）

- 1857年福岡県に生まれ、
- エジソン・マシン・ワークスに入社。（1886年）
- エジソンと共に働いた、数少ない日本人。
- 帰国後、大阪電燈（現・関西電力の前身の一つ）初代技師長を経て、
- 1899年、42歳でウェスタン・エレクトリック社との  
**合併会社**「**日本電気株式会社**」を創業。
- 日本初の外資系企業。**



出典：NECの歩み <http://jpn.nec.com/profile/corp/history.html>

ところで, Stallman氏は、GPLを契約法に基づかせない理由を2つ

## Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos

by [Richard M. Stallman](#)  
June 09, 2006

<http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

1. Copyright law is **much more uniform** among countries than contract law, which is the other possible choice.

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。

ベルヌ条約

2. There's another reason not to use contract law: It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden.

契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。 うんざりする!

# 34 日本がベルヌ条約に加盟したのは、1899年(明治32年)

- ◆3月4日に旧著作権法を制定し
- ◆4月18日に加盟



ベルヌ条約加盟国(出典Wikipedia)

最新の著作権関係条約締結状況

<http://www.cric.or.jp/db/treaty/status.html>

## ◆主な特徴

内国民待遇	外国人の著作物を保護する場合に、自国の国民に与えている保護と同様の保護を与えること。
無方式主義	著作権は著作物を作った時点で自動的に発生し保護されるとする原則。我が国をはじめほとんどの国が採用。
遡及効(そきゅうこう)	条約発効前に創作された著作物でも、保護期間内のものであれば、条約が適用されること。
最低保護期間	死後50年

出典：<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime5.html>

35なぜ、NEC創立 と ベルヌ条約加盟 が同じ年なのか？

◆それは、7月17日が、日英/日米通商航海条約(陸奥条約)施行の日だから

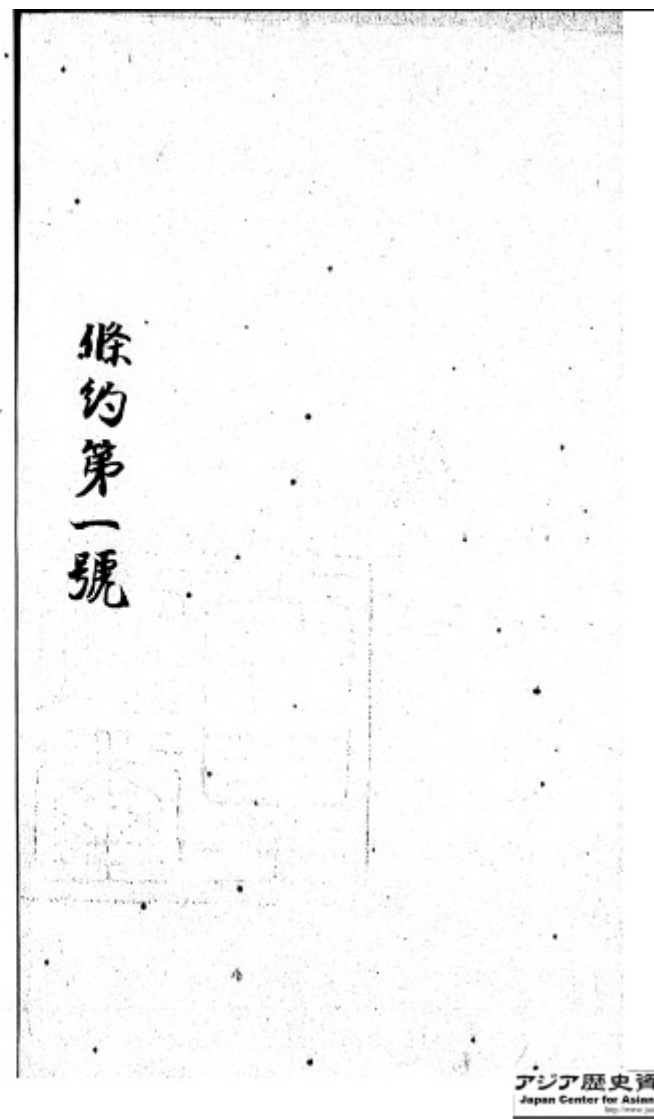
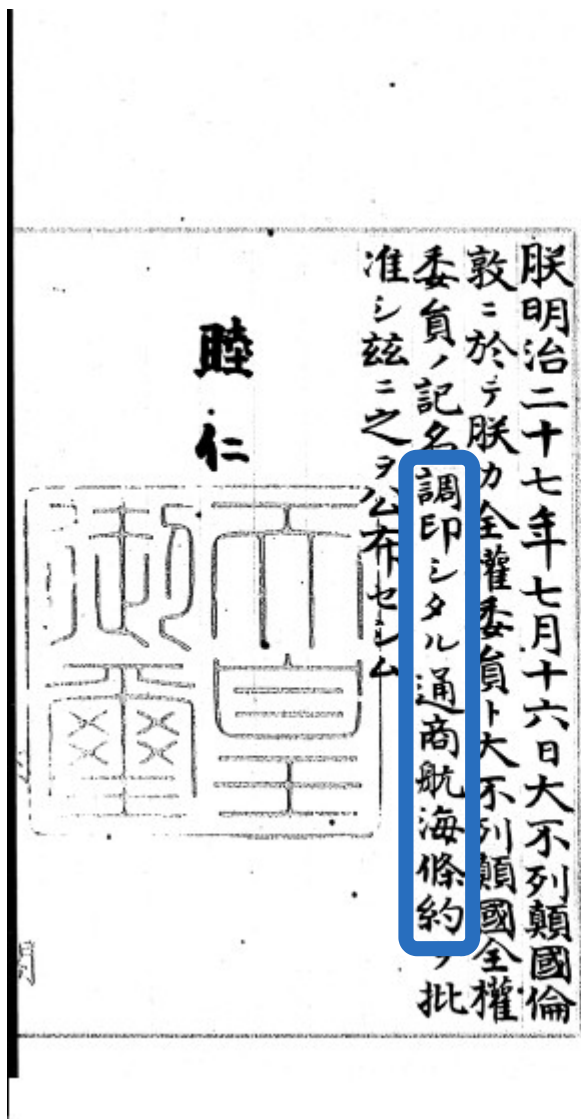
## ◆日英通商航海条約？

- 1854年 日米和親条約 - ペリーの黒船来航(1853,1854)
- 1858年 日米修好通商条約 - 井伊大老、不平等条約(?)  
なら知っているが・・・

→その不平等と言われた領事裁判権を廃止した条約

■1894年7月16日、最初に、日英通商航海条約 で調印

■御署名原本・明治二十七年・条約八月二十七日・帝国ト大不列顛国トノ通商航海条約  
[http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto?IS\\_STYLE=default&REFCODE=A03020190100&TYPE=jpeg](http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto?IS_STYLE=default&REFCODE=A03020190100&TYPE=jpeg)



アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian History



嘉納批准ス  
 神武天皇紀元二千五百五十四年明治二十七年八月二十四日東京宮城ニ於テ親カラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣陸奥宗光 印

議定書

日本國皇帝陛下ノ政府及大不列顛愛蘭國兼印度國皇帝陛下ノ政府ハ本日調印セシ通商航海條約ノ外ニ雙方ニ關スル特別ノ事項ヲ規定スルコト兩國ノ利益上便宜ナルヲ以テ雙方ノ全權委員ハ左ノ約定ニ同意セリ

第一 本日調印シタル通商航海條約批准交換後一箇月ノ後ハ本書附屬輸入税目ハ兩締盟國間ニ現存スル



# 日英通商航海条約(3/3)-領事裁判権の廃止に先だち工業の所有権及 版權の保護に関する列国同盟条約に加入すべきことを約す

シテ出願スルニ於テハ十二箇月以  
内ノ期限内國内何レノ地ヘモ到ル  
コトヲ得ヘキ旅券ヲ東京外務省若  
ハ開港場所在地方長官ヨリ交附ス  
ヘシ但シ帝國ノ内地ニ旅行スル大  
不列顛國臣民ニ關スル現行規定ハ  
之ヲ保續スヘキモノト知ルハシ

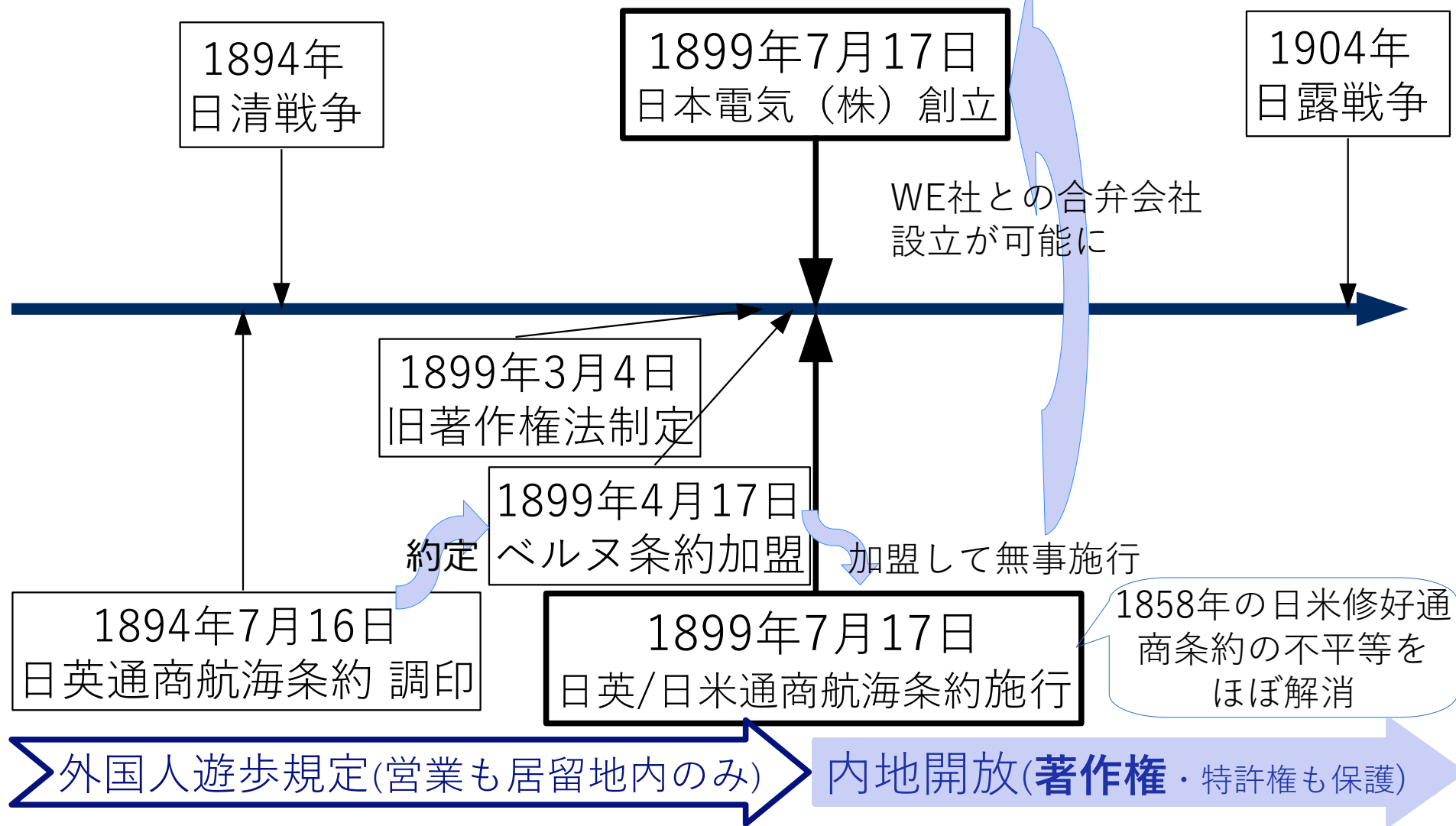
第三 日本國政府ハ日本國ニ於ケル  
大不列顛國領事裁判権ノ廢止ニ先  
タチ工業ノ所有権及版圖ノ保護ニ

關スル列國同盟條約ニ加入スヘキ  
コトヲ約ス

第四 若日本國ニ於テ何時ニテモ其  
ノ精糖ノ産出若ハ製造ニ對シ増税  
ヲ課スルコトヲ必要ト見做ストキ  
ハ其ノ増加セシ内國稅ヲ課スル間  
ハ日本國ハ輸入スル所ノ大不列顛  
國ノ精糖ニ對シ前記内國稅ト同額  
ニ増加スル所ノ關稅ヲ課スルコト  
ヲ得ヘキコトヲ兩締盟國ニ於テ承

# 日清戦争と日露戦争「坂の上の雲」の時代の出来事

- ◆ その調印時の約定の一つがベルヌ条約などへの加盟
- ◆ 日英/日米通商航海条約 施行の日 にNEC創立



つまり、特許とともに

著作権の尊重が、

NEC創立の条件だった

という繋がり。

36 加えて、岩垂邦彦が大阪電燈を辞した理由は、下記によれば

エジソンを唸らせた男 NEC創始者 岩垂 邦彦  
～アメリカと日本を電気で結んだ男の軌跡 [28:04]

[http://jpn.nec.com/ad/onlinetv/introduction/iwadare\\_h.html](http://jpn.nec.com/ad/onlinetv/introduction/iwadare_h.html) (リンク切れ)

- 折から日清戦争に勝利し、日本の産業が一気に開花した19世紀末。電気の需要は益々増加していきます。  
そんな中、大阪電燈では、発電機などの自社生産の動きがおきます。
- 岩垂は、ゼネラル・エレクトリック社（GE）との契約から、特許などの諸問題の了解が必要と提言します。しかし、当時の日本には、特許など知的資産に対する考えはなかったため受け入れられません。  
条約未施行
- 岩垂はゼネラル・エレクトリック社（GE）との信義を欠くとして大阪電燈を退社します。

条約未施行なのだからルール違反ではないが、権利者を尊重

形式的な「ルール」より「権利」を尊重

結構、大事な事ではないかと思う。

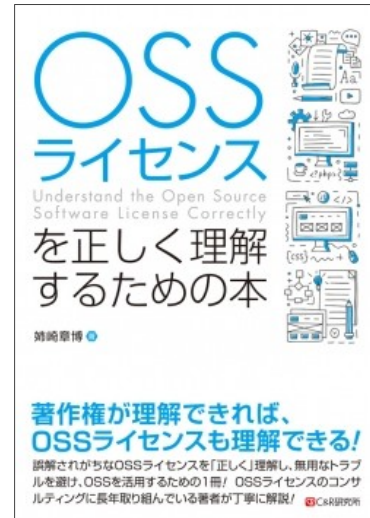
※OSSライセンスでも同じではないでしょうか。

詳しくは、書籍をご覧ください

## 『OSSライセンスを正しく理解するための本』

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

- ◆CHAPTER 01 OSSの基礎
- ◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要
- ◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説
- ◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること
- ◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案
- ◆CHAPTER 06 コンサル事例
- ◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係



読解が面倒/苦手な方に、有償講義をしています

OSSライセンス コンサルティング <https://jpn.nec.com/oss/osslic/>

## 1. OSSライセンスと著作権法 講義

ミスリードしたガイドラインにしないために

## 2. OSS利用ガイドライン作成支援

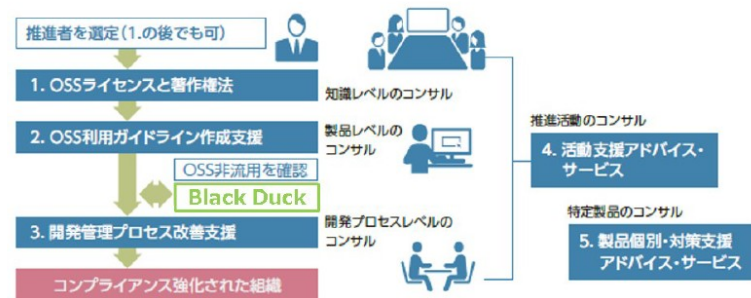
開発管理プロセスの改善に

## 3. 開発管理プロセス改善支援

他に、

## 4. 活動支援アドバイス・サービス

## 5. 製品個別・対策支援アドバイス・サービス





まずは、**無料セミナー：オンライン**をご利用ください  
a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆ タイトル：OSSライセンスと著作権法のポイント  
～正しいOSSライセンスの理解の仕方～
- ◆ 時間：1.5時間 – 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答  
(1-2名から数十名でも可)
- ◆ 講師：NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆ スライド概要  
テキスト：<https://jpn.nec.com/oss/osslic/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw.pdf>
  - フリーソフトウェアとOSSの概史
  - OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
  - OSSライセンスの位置づけ
  - OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
  - 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
  - GPLv2 第3条の読み方
  - GPLは契約ではないならば、何か？
- ◆ 無料の理由：**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため。**  
一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいいため。



以上、  
となりませんが、  
何かご質問はありますでしょうか？

# \Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、  
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

\Orchestrating a brighter world

**NEC**